

「広島県思いやり駐車場利用証」を交付します

県では、身体・精神・知的障害や難病、高齢、けが、妊娠などによって車の乗り降りや歩行の困難な人が、公共施設や商業施設などに設置された専用の駐車スペースを安心して利用できるように、「思いやり駐車場」制度を導入しています。「思いやり駐車場」を適正に利用いただくため、「広島県思いやり駐車場利用証」を交付しています。

申請については、お近くの各厚生環境事務所や各市町の福祉窓口へお問い合わせください。

以下のいずれかに該当する人

- 身体障害者(区分・等級により制限あり) ○知的障害者(A、B) ○精神障害者(1級)
- 難病患者 ○高齢者(要介護1以上) ○妊娠婦 ○けがなどで歩行が困難な人

障害者手帳や介護保険証などの証明書類

社会福祉課 ☎820-5635、広島県地域共生社会推進課 ☎513-3144



お知らせ

国際ソロピアノとベンチを寄附いただきました



写真左は国際ソロピアノの民法会長▲

10月22日(水)に、国際ソロピアノの民法会長が、町の文化芸術の振興のためにピアノ1台とベンチ2脚をご寄附いただきました。いただきましたピアノとベンチは、令和8年にオープンする筆の里工房隣接地に建設中の新施設と公園で活用させていただきます。

ご寄附いただき、心から感謝申し上げます。

(産業観光課)

第79回国民スポーツ大会(サッカー競技)優勝おめでとうございます

10月3日(金)~7日(火)に開催された「第79回国民スポーツ大会(サッカー競技)」でサンフレッチェレジーナジュニアユースの中原千尋さん(東中3年・新宮)が広島県代表として出場し、優勝されました。



(教育総務課社会教育グループ)

パルクールの日本強化選手選出おめでとうございます

10月12日(日)・13日(月・祝)に開催された「第6回JGAパルクール日本選手権ネクストジェン選考会」でKōhō(ケルン)の沖本徹さん(第一小4年・城之堀)が男子フリースタイル(U-10)で優勝し、日本強化選手に選出されました。



(教育総務課社会教育グループ)

全国K-popダンスコンテスト入賞おめでとうございます

10月18日(土)・19日(日)に開催された「DREAM GATE 全国K-popダンスコンテスト Season.3」で福垣内董さん(東中2年・萩原)がカバーアレンジ部門の中学生以下で3位に入賞されました。



(教育総務課社会教育グループ)

第63回連合会全国空手道選手権大会に出場されました

6月22日(日)に開催された「第22回連合会中国・四国空手道選手権大会」で東熊野(空手道)スポーツ少年団の松本咲来さん(第四小3年・川角)が女子個人組手で優勝されました。

この結果により、11月30日(日)に滋賀ダイハツアリーナで開催された「第63回連合会全国空手道選手権大会」に出場されました。



(教育総務課社会教育グループ)

井戸水などを利用している世帯に生活支援金を給付します

対 12月15日現在で、井戸水等利用世帯(井戸水、山水のみを生活用水として使用している世帯)における世帯主

※同一の住所地に2世帯以上ある場合は、代表の世帯主が対象

▷給付額

1世帯につき2,310円

申込書を生活環境課へ提出してください。

▷申請書配布場所

生活環境課、町内公共施設

申請書はこちらから
ダウンロードできます▶



▷申請期間

12月15日(月)~令和8年2月16日(月)

生活環境課 ☎820-5606

年末交通事故防止県民総ぐるみ運動が実施されます

年末は、帰省により交通量が増え、慌ただしさから事故が起こりやすい時期です。

スピードを抑え、早めのライト点灯やシートベルトの着用を徹底しましょう。



時 12月1日(月)~10日(水)

(防災安全課)

マイナンバーカード受け取りなどのための休日開庁のお知らせ

マイナンバーカード受け取りなどのための休日開庁を行います。受け取りには、必ず本人が来庁してください。なお、ほかの業務は行いません。

時 [休日開庁] 12月20日(土) 9:00~14:00

▷受け取りの時に必要なもの

●初めて作成した人……

持通知ハガキ、本人確認書類、通知カード

●更新をした人……

持通知ハガキ、本人確認書類、現在持っているマイナンバーカード

※本人確認書類は以下のいずれかをお持ちください。

・写真付きの場合…運転免許証、パスポートなどいずれか1点

・写真なしの場合…健康保険証、学生証などいずれか2点

生活環境課戸籍住民グループ ☎820-5604

水道料金の基本料金を減免します
[手続き不要]

エネルギーや食料品価格などの物価高騰が各家庭に経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、住民生活や事業活動を支援するため、水道料金の基本料金を減免します。なお、今回の減免における手続きは不要です。

対 本事務所と契約がある人(官公庁および臨時用を除く)

▷減免額

1か月あたりの基本料金1,155円(税込)

※基本水量を超えた超過料金およびメーター使用料は減免の対象外です。

▷減免期間

令和7年12月および令和8年1月検針分(2か月間)

生活環境課 ☎820-5610

筆の日週間イベント共催事業者を募集します

3月20日の春分の日は、「筆の日」。

筆に関するワークショップや体験メニューなど、筆の日と一緒に盛り上げていただける事業者を募集しています。

町全体で、「筆の日週間」(令和8年3月17日(火)~23日(月))を盛り上げませんか。

締 令和8年1月9日(金)

申 開業観光課 ☎820-5602



お問い合わせフォームからも
相談や申し込みを受け付けています▶

家屋を取り壊したら手続きが必要です

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されます。家屋を取り壊したら、以下の手続きを行ってください。

【登記済家屋の取り壊し】

法務局で滅失登記の手続きをしてください。

【登記されていない(未登記)家屋の取り壊し】

取り壊し後に「家屋滅失届出書」を税務住民課へ提出してください。



詳しくは町ホームページをご覧ください

税務住民課固定資産税グループ

☎820-5603